

長浜市農業振興地域整備計画変更案縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

本市に住所を有する者は、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、本市に対して意見書を提出することができる。

本市は、意見書が提出された場合、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に本市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和 8 年 7 月 24 日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 変更する農業振興地域整備計画の名称
長浜市農業振興地域整備計画
- 2 変更する理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 3 縦覧期間
自 令和 8 年 7 月 25 日
至 令和 8 年 8 月 24 日
- 4 縦覧場所
長浜市産業観光部農政課
長浜市八幡東町 6 3 2 番地
- 5 意見書の提出先及び異議の申出先
長浜市産業観光部農政課
長浜市八幡東町 6 3 2 番地